建設工事請負代金前金払実施要領

（昭和４９年　４月　１日制定）
（平成１０年　２月１０日制定）
（平成１０年　４月　１日制定）
（平成１１年　４月　１日制定）
（平成１６年　９月２１日制定）
（平成２１年　４月　１日改正）
（平成２３年　６月　１日改正）
（平成２９年　４月２０日改正）
（令和　７年　４月　１日改正）

（通則）

第１条　工事請負代金前金払の実施については、東広島市建設工事執行規則（昭和５７年規則第１５号。以下「規則」という。）第４４条から第４６条の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（実施の範囲）

第２条　前金払の対象とする業種は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項別表に掲げる２９業種とし、いずれも契約金額が５０万円以上の工事とする。

２　前金払の充当は、規則第４６条に定める経費以外に使用してはならない。

（前金払の額）

第３条　前金払とする金額は、請負代金額の１０分の４以内の範囲とし、支払い最高限度額は次条の保証事業会社がした当該工事の保証の範囲内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成２１年９月１日制定。以下「低入札要領」という。）第２条に規定する低価格入札者と請負契約を締結した工事に係る前金払とする金額は、低入札要領に定めるところによる。

３　前２項の場合において、算定して得た額に１万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（保証事業会社）

第４条　東広島市が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社とする。

（請負代金額の変更による措置）

第５条　前金払を行った後、設計変更等の理由により請負代金額を変更した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 請負代金額が増額した場合

増額後の請負代金額に対する前金払は、原則として行わない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、その増額後の請負代金額の１０分の４（低入札要領に基づき前金払とする金額を請負代金額の１０分の２以内としたときは１０分の２）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払をすることができるものとする。

(2) 請負代金額が減額した場合

既に支払済みの前金払の額が、減額後の請負代金額の１０分の５（低入札要領に基づき前金払とする金額を請負代金額の１０分の２以内としたときは１０分の３）に相当する額を超える場合は、その超過額を返納させるものとする。

（請求及び支払）

第６条　前金払の請求書は、規則第４４条第３項の規定に基づき、当該工事を発注する担当課で受理し、適正な請求書と保証証書を受けた日から１４日以内に前払金を支払うものとする。

２　前項の規定による保証証書の受領については、前払金の支払を請求しようとする者が、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じた場合においては、当該工事を発注する担当課は、当該保証証書を受領したものとみなす。

３　前項及び規則第４４条第２項の規定により市長が認めた措置は、前払金の支払を請求しようとする者が、電子証書等閲覧サービス（電子証書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された証書又は証券をいう。）を、電気通信回線を通じて発注者等

の閲覧に供するため、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保証事業会社が指定するものをいう。）に送信した電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の契約番号に関連付けられた暗証番号をいう。）を、当該工事を発注する担当課に提供するものとする。

附　則

この要領は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月２０日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。